

都市計画法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可の告示（平成19年2月13日京都府告示第81号）がありましたので、同法第66条の規定により、事業の施行について、次のとおり公告します。

平成19年3月2日

京都市長 梶本 頼兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

1・4・7号 油小路線

1・6・6号 堀川線

2 施行者の名称

京都市

3 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局街路部広域幹線道路課

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成12年京都府告示第715号の事業地を京都市南区上鳥羽尻切町並びに伏見区竹田向代町川町、竹田流池町、竹田真幡木町、竹田西内畑町、竹田鳥羽殿町、竹田松林町、下鳥羽但馬町、横大路三栖泥町跡町、横大路下三栖山殿及び横大路下三栖辻堂町地内に変更する。

(2) 使用の部分

なし

(建設局街路部広域幹線道路課)